

太陽光発電設備を設置された方へ 〈固定資産税（償却資産）のお知らせ〉

太陽光パネルなどの発電設備は固定資産税（家屋または償却資産）の対象となる場合があります。太陽光パネルなどの設置者や設置方法により、申告が必要となる場合があります。

(1)申告が必要になる人

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象 となります。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象 となります。
個人（住宅用）	住宅用太陽光発電設備を事業（※）の用に供している場合は償却資産として 申告の対象 となります。発電出力10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告が必要です。 ※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。

(2)太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について

平成25年度から、固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

- 対象設備 経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）を除きます。
- 適用期間 新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分
- 取得時期 平成24年5月29日～平成28年3月31日までに新たに取得された設備
- 特例内容 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。
- 添付書類
 - ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
 - ・電気事業者と締結している「特定契約書」の写し

※償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

〈問い合わせ〉 役場 税務課 資産税係 TEL(62)9181

自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

利用可能な手続

- 申告……………所得税（および復興特別所得税）、法人税・地方法人税（および復興特別法人税）、贈与税、消費税および地方消費税、酒税、印紙税
- 納税……………全ての国税
- 申請・届出など…納税証明書の交付請求、各種法定調書、各種異動届出書など
- ※ 電子署名を必要としない一部の手続等（納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更など）については、スマートフォンなどでもご利用になれます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

利用開始の手続き、受付時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。